

福知山市中小事業者 物価高騰等緊急支援金

原油価格、物価高騰等により影響を受けた事業者に対して支援金を支給します!

概要

原油価格、物価高騰等の影響を受けて光熱費、燃料費等が増加し、大きな影響を受けている市内の中小企業者及び団体を支援するため、事業継続を支援するための支援金を支給します。

支給内容

法人又は団体 **15万円**
個人事業主 **8万円**

申請期間

令和5年1月16日～
3月31日(当日消印有効)
※予算に達し次第終了

申請方法

郵送

宛先

〒620-8501 福知山市字内記13-1
福知山市産業政策部産業観光課 宛

支給要件

主な条件

- 令和4年12月1日以前に事業を開始した中小企業者及び団体であること。
- 福知山市内に主たる事業所を有すること。
 - ※法人・団体は本市に本店・主たる事務所があること。
 - ※個人事業主は本市に個人の住所地があること。
- 市税の滞納がないこと。
- 被雇用者又は被扶養者ではないこと。

対象者

- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- 常時使用する従業員が100人以下の団体
 - 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人、学校法人等
- ※主たる収入を給与所得で確定申告された個人事業者の方も要件を満たす場合は支給対象となりますのでご相談ください。

◀ 詳細は市HPをご確認いただくか、下記までお問合せください ▶

相談
問合せ

福知山市産業政策部
産業観光課

京都府福知山市字内記13-1

電話

0773-24-7075

FAX

0773-23-6537

Mail

sankan@city.fukuchiyama.lg.jp

